

## 全範囲クロスボーダー融資

### マクロプルーデンス管理政策に関するQ&A(第一期)

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年6月、外貨管理局は公式ウェブサイトにおいて「全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策に関するQ&A(第一期)」(以下本Q&A)を発表しました。本Q&Aは企業が外債(クロスボーダー融資)を受ける際の実務面の問題に対応する方法を示すものです。外債登記における企業側の手続や、外債残高の計算方法などの明確化を図るとともに、各エリアにおける当局指導を統一する狙いがあるものと思われます。

#### 1. 本Q&Aの背景

本Q&Aは中国人民銀行より公布された「全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理に関連する事項についての通知」(銀発[2017]9号、以下9号通知)を補完する位置付けで示されたものであり、9号通知において明確化されていない実務面の問題をクリアにしています。域内機構は、外債登記の手続を行う際、公式な解釈として本Q&Aを参照することができます。全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理方式に関連する政策公布経緯の詳細は図表1をご参照下さい。

【図表1 マクロプルーデンス管理方式に関する政策公布経緯】

公布時期	通知	内容
2016. 1. 22	「全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理パイロットを拡大することについての通知」 (銀発[2016]18号)	上海・天津・広東・福建の4つの自由貿易試験区において、マクロプルーデンス管理方式によるクロスボーダー資金調達が可能に
2016. 4. 29	「全国範囲において全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理を実施することについての通知」 <sup>1</sup> (銀発[2016]132号通知)	マクロプルーデンス管理方式の資金調達を全国におけるすべての企業と各類金融機構(非銀行金融機構を含む)に拡大。外商投資企業は純資産1倍までの外債調達が可能に
2017. 1. 13	「中国人民銀行 全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項についての通知」 (銀発[2017]9号)	132号通知をベースとして、更なる利便化を進めるべく、企業が借入可能な外債枠上限を純資産の1倍から2倍まで拡大

#### 2. 本Q&Aの内容

本Q&Aにおいては、移行期間における外商投資企業の外債管理方式の選択方法をはじめ、外債残高の計算、外債登記手続、口座、両替時のレート等、実務面の問題について回答しています。主なポイントは下記の通りです。

➤ 外商投資企業が外債契約備案(登記)をする際、所在地の外貨管理局まで備案を行い、移行期間中

<sup>1</sup> 詳細はBTMU(China)実務・制度ニュースレター【第169号】[https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info003/info003\\_20160510\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info003/info003_20160510_001.pdf) をご参照下さい

(2017年1月13日～2018年1月13日)に従来の「投注差」管理方式もしくはマクロプルーデンス方式を選択可能

- マクロプルーデンス管理方式を選択する企業の外債残高はすべて残高ベースで管理、投注差管理方式を選択する企業の短期外債は残高ベース管理、中長期外債は発生額ベースで管理される
- 設立1年未満の企業で財務報告書が提供できない場合、現状はマクロプルーデンス管理方式での外債借入は不可
- マクロプルーデンス管理方式を現状選択していない一部分の特殊類型の外商投資企業(例えば、外商投資リース会社、外商投資性公司等)は、今後も国家外貨管理局「『外債登記管理弁法』を公布することについての通知」(匯発[2013]19号)において規定されている外債管理方式で外債借入が可能  
例・・・外商投資性公司の外債枠管理  
資本金が3,000万米ドルを上回る場合、納付済資本金金額の4倍以内で外債借入が可能  
資本金が1億米ドルを上回る場合、納付済資本金金額の6倍以内で外債借入が可能
- 外債契約において、期限前返済条項がある場合、短期外債とみなされ、短期外債の期限リスク転換変数(1.5)が適用される。期限前返済条件が契約締結1年後から有効となる場合のみ長期外債とみなされ、長期外債の期限リスク転換変数(1)が適用される
- 外債登記を行う際、外貨クロスボーダー融資のレート換算はすべて契約日の為替相場で換算する
- 外保内貸の保証履行により発生した負債はクロスボーダー融資リスク加重残高を消費する(保証履行可能額は純資産の2倍以内まで)。
- 企業の外債資金使用は「資本項目人民元転管理政策の改革と規範化についての通知」<sup>2</sup>(匯発[2016]16号)の関連要求に従い、合わせて、**外債期限と資金用途を順守しなければならない**。企業が人民元外債を借り入れる場合、「中国人民銀行 外商直接投資人民元決済業務操作細則の通知」(銀發[2012]165号)等の関連規制に従わなければならない。

### 3. 企業への影響

本 Q&A の公布により、適用する為替レートや、残高の計算方法、政策因数の適用基準等、関連実務の詳細が明らかになりました。公布前は当局への手続内容の確認、提出資料の確認等企業の負担もありましたが、当局による正式見解である本 Q&A を参照すれば、その負荷が一定程度解消されることとなります。一方、実際の運用時においては、エリア毎に対応の差が出るのが想定されるため、状況の確認を行った上で、手続を進めていただくことをお勧めします。引続き動向をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

<sup>2</sup>詳細はBTMU(China)実務・制度ニュースレター【第174号】[https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info003/info003\\_20160623\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info003/info003_20160623_001.pdf) をご参照下さい

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p><b>20170602 全口径跨境融资宏观审慎管理政策问答（第一期）</b></p> <p>一、过渡期外商投资企业外债管理方式</p> <p>1、《中国人民银行关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知》（银发〔2017〕9号，以下简称9号文）明确，过渡期内外商投资企业可以在现行“投注差”管理模式和9号文宏观审慎管理模式下任选一种模式适用。具体如何操作？</p> <p>答：外商投资企业应于本政策问答发布后第一次办理外债签约备案（登记）时，向所在地外汇局提交书面备案报告，明确其在过渡期内选择的跨境融资管理模式。如选择宏观审慎管理模式，应同时报告最近一期经审计的净资产数据。跨境融资管理模式一经确定，不得变更。</p> <p>2、《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发〔2013〕19号，以下简称19号文）中明确了部分特殊类型的外商投资企业（如外商投资租赁公司、外商投资性公司等）借用外债规模的特殊要求。9号文实施后，这些要求是否仍然有效？</p> <p>答：在另有规定之前仍然有效。外商投资租赁公司、外商投资性公司等特殊类型的外商投资企业，如未选择宏观审慎管理模式，可继续适用19号文中明确的外债数量控制方式借用外债。</p> <p>二、企业外债规模计算</p> <p>3、9号文要求企业每年及时更新跨境融资及权益相关的信息。具体应如何操作？</p> <p>答：企业应于每年第一次办理外债签约备案（登记）时，向所在地外汇局提交上年末或最近一期经审计的财务报告，用以书面备案其上年末或者最近一期经审计的净资产数额。企业跨境融资合同主要条款（如期限、金额、债权人等）发生变化的，企业应按照</p>	<p><b>全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理政策に関するQ&amp;A（第一期）</b></p> <p>一、移行期間中における外商投資企業の外債管理方式</p> <p>1、「中国人民銀行 全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項についての通知」（銀発〔2017〕9号、以下「9号通知」）により、外商投資企業は移行期間中、現行の「投注差」管理方式と9号文のマクロプルーデンス管理方式を選択できる。具体的にどうやって選択するか。</p> <p>答：外商投資企業は本政策回答が公布された後、外債契約の初回備案（登記）をする際、所在地の外貨管理局において書面での備案報告を行い、移行期間におけるクロスボーダー融資管理方式を明確にしなければならない。マクロプルーデンス方式を選択する場合、直近の監査済報告書の純資産データを合わせて提出しなければならない。クロスボーダー融資管理方式はいったん確定すると、変更できない。</p> <p>2、「国家外貨管理局『外債登記管理弁法』を公布することについての通知」（匯發〔2013〕19号）において、一部分の特殊類型の外商投資企業（例えば、外商投資リース会社、外商投資性公司等）の外債枠の特殊要求を明確化した。9号通知が実行された後、その特殊要求は依然有効か。</p> <p>答：別途規定が公布されるまでは有効。外商投資リース会社、外商投資性公司等、特殊類型の外商投資企業が、マクロプルーデンス管理方式を選択していない場合、引き続き19号通知において明確化された外債コントロール方式で外債を借り入れる。</p> <p>二、企業外債規模の計算</p> <p>3、9号通知によれば、企業は毎年遅滞なく、クロスボーダー融資及び、純資産に関する情報を更新しなければならないが、具体的にはどのように手続するか。</p> <p>答：企業は毎年初回の外債契約備案（登記）を行う際、所在地の外貨管理局まで前年度あるいは直近の監査済財務報告を提出し、書面で前年度あるいは直近の純資産規模を備案しなければならない。企業のクロスボーダー融資契約の主要条項（期限、金額、債権者など）が変更される場合、19号通知の関連規定に基づき、変更発生後の15営業日以内</p>

19号文的相关规定，在发生变化后的15个工作日内，到所在地外汇局办理外债签约变更备案（登记）。成立不足一年的企业，如无法提供经审计的财务报告，暂不允许按照宏观审慎管理模式举借外债。

4、9号文明确的跨境融资风险加权余额计算公式中仅区分了中长期外债和短期外债的期限风险转换因子不同，那不同期限的外债具体如何纳入计算？是都按照余额纳入计算？还是中长期外债按发生额、短期外债按余额纳入计算？

答：9号文实施后，选择宏观审慎管理模式的企业，其借用的中长期外债与短期外债均按余额纳入企业跨境融资风险加权余额计算；选择现行“投注差”管理模式的企业（包括普通外商投资企业和特殊类型外商投资企业），其借用的短期外债按余额、中长期外债按发生额纳入外债额度计算。

5、期限风险转换因子按照还款期限计算，是指按照签约期限还是按照债务剩余期限计算？

答：从计算额度及外债管理的可操作性角度出发，建议按照签约期限确定该笔外债的期限风险转换因子。企业外债合同中包含提前还款条款的，除非提前还款条款明确在合同签约一年后方可提前还款，该合同对应的外债金额全部视同短期跨境融资适用期限风险转换因子。

6、《国家外汇管理局关于发布〈跨境担保外汇管理规定〉的通知》（汇发[2014]29号）要求外保内贷履约形成的对外负债，“其未偿本金余额不得超过其上年度未经审计的净资产数额。超出上述限额的，须占用其自身外债额度”。在9号文框架下，外保内贷履约后形成的对外负债是否纳入跨境融资风险加权余额计算？

答：在9号文政策框架下，企业自主借用外债更加便利，而且规模（净资产2倍）也比较宽松，因此境内企业由于外保内贷履约形成的对外负债，应直接占用该企业跨境融资风险加权余额，不再额外给予其他额度。

に、所在地の外貨管理局にて外債契約変更備案（登記）を行わなければならない。設立が1年未満の企業は監査済財務報告書を提供できなければ、現時点でマクロプルーデンス管理方式で外債を借り入れることはできない。

4、9号通知により、クロスボーダー融資リスク加重残高計算公式の中、中长期外債と短期外債の期限リスク転換変数は同一でない。期限の異なる外債はどのように残高計算されるか。残高ベースより管理されるか、もしくは中长期外債は発生額ベース、短期外債は残高ベースで管理されるか。

答：9号通知実施後、マクロプルーデンス管理方式を選択した企業の中長期外債と短期外債は、すべて残高ベースでクロスボーダー融資リスク加重残高計算により残高計算する。現行の「投注差」管理方式を選択する企業（外商投資企業及び特殊種類外商投資企業）の短期外債は残高ベース、中长期外債は発生額ベースで外債額を計算する。

5、期限リスク転換変数は返済期限に基づいて計算する、とは、契約期限に基づくのか、債務の残存期限に基づくか。

答：限度額計算及び外債管理の実務性からすれば、契約期限に基づいて当該外債明細の期限リスク転換変数を確定すべき。企業外債契約に期限前返済条項が含まれる場合、期限前返済条項が契約締結1年後から有効となる場合を除き、当該契約に対応する外債金額がすべて短期クロスボーダー融資の期限リスク転換変数が適用される。

6、国家外貨管理局「クロスボーダー保証外貨管理規定」を公布することについての通知（匯發[2014]29号）によれば、外保内貸の保証履行により形成された対外負債の未返済残高は前年度監査済報告書の純資産金額を超えてはならない。上述の限度額を超えると、自身の外債枠を消費しなければならない。9号通知のスキームにおいて、外保内貸の保証履行により形成された対外負債はクロスボーダー融資リスク加重残高で残高計算されるか。

答：9号通知のスキームにおいて、企業が自ら借入する外債をさらに利便化し、その規模（純資産2倍）も拡大した。これによって、域内企業の外保内貸保証履行によって形成された対外負債は、直接、クロスボーダー融資リスク加重残高を消費し、それ以外の限度額は与えない。

7、9号文实施后，经其他外债管理部门批准的境内机构逐笔借用外债，是否纳入该境内机构跨境融资风险加权余额计算？如果超出该机构跨境融资风险加权余额上限如何处理？

答：境内机构经其他外债管理部门（如发展改革委）批准逐笔借用外债的，可以按相关部门批准的签约金额办理外债签约备案（登记）。办理签约备案后，企业跨境融资风险加权余额尚未超过按照9号文计算的跨境融资风险加权余额上限的，仍可正常办理新签约外债的备案（登记）；超过上限的，除外债管理部门另行批准外，不得再办理新的外债签约备案（登记）。

8、9号文第八条明确，外币跨境融资以提款日的汇率水平折算成人民币计入跨境融资风险加权余额。以提款日汇率水平折算在实践中应如何操作？

答：企业到外汇局办理外债签约备案（登记）时，需要填写该企业跨境融资风险加权余额上限的已占用情况及本次新签约的外债即将占用情况。由于此时一般尚未发生提款，本次新签约外债无法按照提款日汇率折算计入跨境融资风险加权余额，会导致无法准确计算企业跨境融资风险加权余额情况，从而可能出现超额借入外债的情况。鉴于此，从可操作性和管理有效性角度出发，外币跨境融资应统一按照签约日的汇率水平折算。

9、企业在按照9号文计算跨境融资风险加权余额时，是按照外债合同的签约额计算，还是按照已提款未偿还余额计算？

答：在现行外债管理框架下，企业到外汇局办理外债签约备案（登记）后，在所登记的金额内均可自行提款。考虑到可能存在一笔外债多笔提款的情况，为保证企业借用外债不超过其跨境融资风险加权余额上限，应按照如下原则计算：已进行全额提款的非循环类贷款按未偿本金余额占用跨境融资风险加权余额，其他外债（循环贷款、未提款或部分提款的非循环贷款，含正在申请备案的本

7、9号通知が実施された後、その他の外債管理部門より批准された域内機構の各外債は、クロスボーダー融資リスク加重残高より計算されるか。当該機構のクロスボーダー融資リスク加重残高上限を超えた場合、どう処理するか。

答：域内機構がその他の外債管理部門（例えば、发展改革委）より批准を受けた外債の明細がある場合、関連部門が批准した契約金額で備案（登記）を行う。契約の備案（登記）を行った後、企業のクロスボーダー融資リスク加重残高が、9号通知より規定されるクロスボーダー融資リスク加重残高上限を超えていなければ、正常に新たな外債契約の備案（登記）を行える。上限を超える場合、外債管理部門の個別の批准がなければ、新たな外債契約の備案を行うことができない。

8、9号通知の第八条によれば、外貨クロスボーダー融資は引出日の為替相場に基づいて人民元に換算して、クロスボーダー融資リスク加重残高を計上する。実務的には、引出日の為替相場をどのように決めるべきか。

答：企業が外債管理局に外債契約備案（登記）を行う際、当該企業のクロスボーダー融資リスク加重残高上限の使用状況及び今回の新たな外債の使用枠を入力しなければならない。このタイミングでは引出しがされていないため、今回新たに借り入れる外債の引出日の為替相場で換算したクロスボーダー融資リスク加重残高の使用状況を把握できず、限度枠以上の外債を借り入れる可能性もある。このため、実務性及び管理有効性を考慮し、外貨クロスボーダー融資のレート換算は統一して契約日の為替相場で換算すべき。

9、企業は9号通知に基づいてクロスボーダー融資リスク加重残高を計算する場合、外債契約に記載されている金額に基づくか、或いはすでに引き出して、未返済の金額で計算すべきか。

答：現行の外債管理スキームにおいては、企業は外債管理局に外債契約備案（登記）を行った後、登記金額の範囲内で、引き出すことが可能となる。一本の外債を数回で引き出す場合を考慮すると、企業が借り入れる外債がクロスボーダー融資リスク加重残高上限を超えないことを確保するため、以下の原則に基づいて計算する。すでに全額引き出した非循環外債であれば、未返済分のみクロスボーダー融資リスク加重残高を使用する。その他の外債（循環外債や、引き出しされていない外債、或いは一部を引き出した非循環

笔外債) 按签约額占用跨境融资风险加权余额。

10、因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致企业跨境融资风险加权余额超出上限的, 如何处理?

答: 因上述原因导致企业跨境融资风险加权余额超出上限的, 企业原有跨境融资合约可持有到期; 在跨境融资风险加权余额调整到上限内之前, 不得办理新的跨境融资业务。

### 三、企业外債登記、账户及汇兑管理

11、9号文第四条明确了一系列不纳入跨境融资风险加权余额计算的跨境融资业务类型。这些业务是否不再需要办理相应的外債登記?

答: 外債登記的主要目的之一是进行外債統計。出于外債統計准确性的考虑, 9号文所明确的不纳入跨境融资风险加权余额计算的跨境融资业务, 按照现行外債管理規定需要办理外債登記的, 应按规定办理登記。

12、9号文第十条第三款“开展跨境融资涉及的资金往来, 企业可采用一般本外币账户办理, 也可采用自由贸易账户办理”应当如何理解? 企业按照9号文开展跨境融资业务的, 还需要遵守其他外債管理規定吗?

答: 这一条款主要是为了区分一般账户和自由贸易账户, 这里的“一般账户”不与“专用账户”相对应。因此, 企业如选择一般账户开展跨境融资业务, 仍应遵守现行外債账户的管理規定。此外, 所涉及的签约登記办理时限、签约变更登记、外債资金结汇使用、外債还本付息等, 也应遵照19号文、《国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》(汇发[2016]16号)等有关规定执行。企业到外汇局办理外債签约备案(登記)时, 除应按照19号文要求提供相关材料外, 还需提交《宏观审慎外債风险加权余额情况表(企业版)》(见附件)及上年度或最新一期经审计的财务报表。

外債、備案申請中の外債) であれば、契約金額でクロスボーダー融資リスク加重残高を使用する。

10、リスク轉換変数や、クロスボーダー融資レバレッジ率、マクロプルーデンス政策変数の調整によってクロスボーダー融資リスク加重残高の上限を超える場合、どう対応するか。

答: 上述の要因で企業のクロスボーダー融資リスク加重残高が上限を超える場合、企業のクロスボーダー融資契約の期限満了まで待つことができる。クロスボーダー融資リスク加重残高が上限を下回るまで、新たなクロスボーダー融資業務を行ってはいけない。

### 三、企業の外債登記、口座及び両替管理

11、9号通知の第四条より、クロスボーダー融資リスク加重計算に入れられないクロスボーダー融資業務がある。その業務は外債登記を行う必要があるか。

答: 外債登記の主要目的のひとつは、外債の統計をとることであり、統計の正確性を考慮すれば、9号通知の第四条で明確にしたクロスボーダー融資リスク加重計算に入れられないクロスボーダー融資業務は、現行の外債管理規定に基づいて、登記する必要があるれば、登記を行う必要がある。

12、9号通知第10条第3項「クロスボーダー融資展開に関連する資金のやり取りについて、企業は一般の外貨・人民元口座を採用でき、自由貿易口座での手続きも採用できる。」はどう理解すべきか。企業は9号通知に基づいてクロスボーダー融資業務を展開する場合、その他の外債規定を遵守する必要があるか。

答: この条項は「一般口座」と「自由貿易口座」を区別するためのものであり、ここで言う「一般口座」は「専用口座」と対するものではない。これによって、企業が一般口座を使ってクロスボーダー融資業務を展開する場合、現行の外債口座管理規定に従わなければならない。その他、契約登記の手続期限や、契約变更登记、外債資金人民元転使用、外債元利金返済等に関わる内容も、19号通知、「国家外債管理局 資本項目人民元転管理政策の改革と規範化についての通知」(匯發[2016]16号)など関連する規定に従い執行しなければならない。企業が外債管理局において外債契約備案(登記)を行う際、19号通知より要求される関連資料以外に、「マクロプルーデンス外債リスク加重残高状況表(企業版)」(添付資料ご参考)及び前年度或いは直近の監査済財務報告書を提出しなければならない。

<p>13、企业按照 9 号文开展跨境融资活动融入的资金，在资金使用方面应当遵循哪些规定？</p> <p>答：企业外债资金使用应遵守《国家外汇管理局关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》（汇发[2016]16号）的相关要求，并注意外债期限与用途期限的匹配。企业借入人民币外债的，还需要同时符合《中国人民银行关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知》（银发[2012]165号）等相关规定。</p> <p>四、其他</p> <p>14、9号文中明确适用于依法在中国境内成立的法人企业。具体如何把握？</p> <p>答：对于依法在中国境内成立的企业，如果能提供企业法人营业执照和经审计的独立财务报告，可以根据9号文明确的管理方式，按照企业净资产的一定规模开展跨境融资业务。</p> <p>15、非银行金融机构在9号文框架下开展跨境融资业务的，所涉及的外债数据如何报送？</p> <p>答：非银行金融机构开展跨境融资业务所涉及外债登记及数据报送等事项，按照《国家外汇管理局关于发布&lt;外债登记管理办法&gt;的通知》（汇发[2013]19号）办理。对于数据报送量大的非银行金融机构（如财务公司），可在向所在地外汇局备案后，通过数据接口方式报送外债数据。</p>	<p>13、企業が9号通知に基づいてクロスボーダー融資活動を展開し資金を借り入れる際、資金の運用面におけるどの規定を遵守するか。</p> <p>答：企業の外債資金使用は「資本項目人民元転管理政策の改革と規範化についての通知」（匯発[2016]16号）の関連要求に従い、合わせて、外債期限と資金用途を順守しなければならない。企業が人民元外債を借り入れる場合、「中国人民銀行 外商直接投資人民元決済業務操作細則の通知」（銀發[2012]165号）等の関連規制に従わなければならない。</p> <p>四、その他</p> <p>14、9号通知は中国域内に成立した法人企業に適用すると定められる。具体的にはどう把握するか。</p> <p>答：法に則って中国域内に成立された企業が企業法人の営業許可証及び監査を経た独立財務報告を提供可能であれば、9号通知の管理方式に基づいて、企業の純資産をベースに外債を借り入れることができる。</p> <p>15、非銀行金融機構が9号通知スキームにおいてクロスボーダー融資業務を展開する場合、関連の外債データをどのように報告・送付するか。</p> <p>答：非銀行金融機構がクロスボーダー融資業務を展開することに関わる、外債登記及びデータ報告・送付などの事項は「国家外貨管理局『外債登記管理弁法』公布についての通知」（匯發[2013]19号）に基づいて行う。データ報告・送付のボリュームが大きい非銀行金融機構（例：財務公司）が所在地の外貨管理局まで備案を行った後、データ接続方式で外債データを報告・送付する。</p>
---	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室